様式２（第３条関係）

「すまいの情報」売却物件登録申請書

年　　月　　日

とかち東北部移住サポートセンター会長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 所有者　（申請者） | 住　所 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 　　　　　　　　　　　　　　　　印　　電　話 　　　　　　　　ＦＡＸ　　　　　　　　メール 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理者　 | 住　所 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名 　　　　　　　　　　　　　　　　印　　電　話 　　　　　　　　ＦＡＸ　　　　　　　　メール 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

　　次の空き家等又は空き地を登録したいので、とかち東北部移住サポートセンター「すまいの情報」運営要領第３条第１項及び第２項の規定により申請します。また、登録された情報は同要領第７条第１項及び第２項並びに第９条第１項から第３項までの規定により公開されることに同意します。

空き家等・空き地情報

|  |  |
| --- | --- |
| ★分類 | □空き家　　□空き地 |
| ★物件名(アパート名) |  |
| ★所在地 |  |
| ★価格等 | 売却価格 | 　　　　　　 　　　　 円 |
| その他 | (　　　　　費　　　 　円) |  |
| 建物の状況 | 物件構造 | □木造　□鉄筋コンクリート造　□その他(　　　　　　　　　) |  | 　　　　　 戸 |
| 階層 | □平屋　□２階建て　□その他(　　　　　　　　　) |
| 築年月 | 　　　　　　年　　　　　月建築 |
|  リフォーム歴 | □あり(リフォーム箇所　　　　　　 　　　　　) |
| □なし |
| 間取り | (例：２ＬＤＫ)　　　　　　ＬＤＫ |
| ★敷地面積 | 　　　　　　　　　㎡(地目：　　　　　　　　) |
| 延床面積 | 　　　　　　　　　㎡(　　　　坪) |  |
| 　畳数 | 部屋① □和 □洋　　畳 | 部屋② □和 □洋　　畳 |
| 部屋③ □和 □洋　　畳 | 納戸など |
| その他(　　　　　　 畳) |
| 空き家になった時期 | 年　　　　月～ |
| 駐車場 | □あり　　　台(有料の場合　　　　　　　円／月)　□なし |
| 設備の状況 | (例：オール電化) |
| 添付書類 | □平面図　　□写真(内覧・外観) |
| ＨＰに掲載する連絡先 | □所有者　　□管理者　　　 |
| 移住サポートセンター以外の空家バンクＨＰにも空き家情報を掲載しますか。　※掲載無料　北海道空家バンク、全国空家バンクへの掲載です | □掲載する　□掲載しない |
| 空き家活用アドバイザーへの物件情報提供に同意しますか。※本別町内物件のみ | □同意する　□同意しない |
| 上記以外で記載希望事項あればご記入ください。 | 登録番号　　第　　　号 |
|  |

注：空き地情報は★のみ記載

『物件登録申請について』

○添付書類、その他

１．間取り図について

　　間取りがわかる平面図をご用意ください。

　　（図面が無い場合、手書きのものでも構いません）

２．建物の写真について

　　内観の写真、外観の写真をご用意ください。（各最大5枚まで）

　　写真が無い場合、こちらで撮りにいくことも可能です。

３．土地の写真について

　　全体の写真をご用意ください。（最大5枚まで）

　　写真が無い場合、こちらで撮りにいくことも可能です。

４．物件を多数お持ちの方

　　お手数ですが、用紙をコピーして物件数分ご記入お願いいたします。

　　同一建物内で家賃、間取り等変わるものに関しても、物件数分のご記入をお願いいたします。

　【物件情報登録申請に関する注意事項】

１．とかち東北部移住サポートセンター（以下、移住サポートセンター）は、申請のあった情報を移住サポートセンターホームページにて掲載します。

　　掲載後、空室・満室などの情報は速やかにご連絡ください。ホームページの更新などを行います。

２．移住サポートセンターは、掲載した物件の取引について、賃貸または売買の仲介あるいは当事者となることはありません。

　　物件の交渉・契約などは、直接、所有者又は管理者と希望者の間で行っていただきます。また、物件に関するトラブルなどについても移住サポートセンターは一切これに関与せず、当事者間で解決していただきます。

３．本申請は他の手段による賃貸等の取引を妨げるものではありません。申請者は所有者とし、物件の管理を不動産会社などに任せているときは、管理者の同意を得てください。同意が得られない場合は登録できません。

・民間アパートを登録する場合、建物所有者はアパート管理者の同意を得てください。

・戸建空き家を登録する場合、家屋所有者は土地所有者・家屋管理者の同意を得てください。

４．申請のあった個人情報については、目的以外の使用はしません。